別紙

単品スライド条項に関する様式等について

１．「単品スライド条項」に関する手続き様式等は、次のとおりである。

①請負代金額の変更請求（契約書第２６条第５項）

請負者（以下、「乙」）から発注者（以下、「甲」）に、請負代金額の変更を請求する。【様式第１号】

②協議開始日の通知（契約書第２６条第８項）

甲から乙へ「協議開始の日」を通知する。【様式第２号】

注）但し、甲は①の請求日から７日以内に必ずこれを通知すること。

※乙は、協議開始の日に添付書類（対象材料集計表【別表１】及び証明書類）を甲に

提出する。

③請負代金額の変更協議及び決定（契約書第２６条第７項）

甲は乙から提出された添付書類をもとに、請負代金額の変更額を算出し、甲から乙に協議する。【様式第３号】

※請負代金額の変更額は、別添『工事請負契約書第26 条５項に関する運用について』の「２．スライド額の算定」により、甲が算出する。

甲と乙は協議して、請負代金額の変更額を定め、乙が承諾した旨を回答する。【様式第４号】

但し、②で通知した「協議開始の日」から１４日以内に協議が調わない場合は甲が請負代金額の変更額を定め、乙に通知する。【様式第５号】

　④単品スライド契約

　　甲と乙が「工事変更請負契約書」を取り交わす。

２．部分払の対象部分を「単品スライド条項」の対象とできる場合の取扱いは次のとおりである。

①既成部分検査確認書への記載【検査規程様式第７号】

請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知（契約書第３８条第３項）を行うに当たり、鋼材類や燃料油の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面（「既成部分検査確認書」）に、甲又は乙が部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載する。